

サービス付き高齢者向け住宅「アシステッド・ハウス沼ノ端」入居契約重要事項説明書

1. 生活支援サービス提供事業者

事業者の名称	社会福祉法人 幸清会
事業者の所在地	〒049-5721 虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉190番地3
事業者の連絡先	TEL 0142-73-1500 FAX 0142-73-1515
事業者の代表者名	大久保 幸積

2. 住宅事業者及び所有者

住宅事業者 (社名・代表者名)	住所：〒049-5721 虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉190番地3 氏名：社会福祉法人 幸清会 理事長 大久保 幸積 電話番号：0142-73-1500
	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録番号 【 北海道 】知事-13 第 4号
建物の所有者	住所：〒059-1304 苫小牧市北栄町5丁目5-20 氏名：株式会社 グリーンサプライ 電話番号：0144-55-2224

3. 住宅概要

住宅の名称	サービス付き高齢者向け住宅 アシステッド・ハウス沼ノ端
住宅の所在地	苫小牧市沼ノ端中央3丁目3番12号
住宅の連絡先	電話番号：0144-55-8877

4. 生活支援サービスの内容等及び支払方法

サービス内容	<p>【基本サービス】</p> <p>①状況把握サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安否確認サービス 毎日少なくとも1回以上本人の部屋に訪問して安否確認を行い、食事や外出等の機会に声かけを行います ・緊急時対応サービス 日中・夜間とも、各居住部分に緊急通報設備が設置されており通報があった場合には、速やかに対応します。また、ご家族等に速やかに連絡します
--------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>②生活相談サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居生活に関する相談を受け付け対応いたします ・一般的対応や紹介ができる相談に対し、常駐する事業所のスタッフが助言を行います。 ・専門的な相談や助言のために、相談内容に応じ弁護士、税理士等の専門家や専門機関を紹介いたします。 ・医療、介護については、専門の医療機関、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等を紹介いたします。 ・郵便物、配達物等を不在時などに一時的にお預かりいたします <p>【その他のサービス】(別途料金がかかります)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事の提供サービス 食堂にて栄養管理の行きとどいた食事の提供をいたします 朝食460円 昼食520円 夕食553円 ・コインランドリーサービス コインランドリースペースに洗濯機、乾燥機を設置しております。 洗濯機、乾燥機ともに1回の使用が100円となっています。 洗濯洗剤については、各自ご用意願います。 <p>【生活支援サービス費について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援サービス費については、緊急通報システム等の備品の維持管理費、常駐する職員の人件費に充てさせていただきます。 		
サービスの提供方法	常駐する者及び時間帯	1名	9時～18時
	常駐する者の不在時の対応及び時間帯	緊急通報システム	18時～9時
生活支援サービス費の支払い方法	額	支払期限	
毎月払い	10,000円	当月分・ 翌月分 を毎月15日引き落とし	
支払方法 (該当する□にチェック)	<input type="checkbox"/> 振込方式 振込先金融機関名： 預金： 普通 ・ 当座 口座番号： 口座名義人：		
	<input checked="" type="checkbox"/> 口座自動振替方式 (苫小牧信用金庫 沼ノ端支店)		
	<input type="checkbox"/> 支払委託方式 (収納会社名：)		
	<input type="checkbox"/> 持参方式 (持参先：)		

5. 苦情に対応する窓口の状況

窓口の名称	アシステッド・ハウス沼ノ端苦情相談窓口
苦情相談解決責任者	施設長 津呂 宇諸
苦情相談受付担当者	施設長 津呂 宇諸
電話番号	0144-55-8877
対応している時間	24時間365日
損害賠償について	事業者の責任により入居者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。 ただし、その損害の発生について、入居者に故意又は過失が認められる場合には、入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者は、損害賠償責任を免除され、又は賠償額を減額することがあります。

6. 入居にあたっての留意事項

外出・外泊について	外出・外泊等は自由になっておりますが、外出・外泊等の際は必ず職員にお声掛け下さい。
共用施設の利用について	食堂、ラウンジ、談話室については、ご入居様やご家族様との歓談等にご使用下さい。 【ご利用にあたっての注意事項】 ・利用時間は9：00から18：00までとさせていただきます。 ・ご利用にあたり、大声を出して騒ぐ等、他入居の方々に迷惑がかからないようご使用下さい。 ・迷惑行為があった場合には、速やかに使用を中止させていただくとともに、今後の使用についても制限させていただく場合がございますのでご注意下さい。 ・利用の際は、必ず職員にお声掛け下さい。

7. 契約の解除等

入居者からの解約	入居者は、事業者に対して少なくとも30日前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解除することができます。 また入居者は、解約申入れの日から30日分の家賃、共益費及び生活支援サービス費（本契約の解約後の家賃相当額、共益費相当額及び生活支援サービス費相当額を含む。）を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して30日を経過する日までの間、随時に本契約を解約することができます。
事業者からの解約	サービス付き高齢者向け住宅「アシステッド・ハウス沼

	ノ端」入居契約書の第15条のとおりとします。
--	------------------------

8. その他

面会制限について	感染症（ノロウイルス・インフルエンザ等）が発生した場合、ご家族を含めた一般の方々の出入りを禁止する場合があります。
----------	-----------------------------------------------------------

説明年月日

平成 年 月 日

